【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2025年９月11日　提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　八木　正展
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目６番５号
【事務連絡者氏名】	田原　輝行
【電話番号】	03-5210-8500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	発行価額の総額　上限１兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）
（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第２条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※　基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した１口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。
なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社（注）に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）
なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

販売会社が個別に定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2025年９月12日から2026年３月11日までとします。（継続申込期間）
※　上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金※を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※　「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社　証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、当社円換算ベース）およびＳ＆Ｐ米国ＲＥＩＴ指数（配当込み、当社円換算ベース）の比率を均等とした合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人　投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人　投資信託協会のホームページ＜https://www.toushin.or.jp/＞をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型

商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券：資産複合（株式・不動産投信）資産分配固定型） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他（合成指数）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分定義

その他資産	組入れている資産を記載するものとする。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他（合成指数）	目論見書又は投資信託約款において、Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、当社円換算ベース）及びＳ＆Ｐ米国ＲＥＩＴ指数（配当込み、当社円換算ベース）の比率を均等とした合成指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

＜信託金の限度額＞

委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第３条））

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

米国の株式およびREIT（不動産投資信託）市場の値動きに連動する投資成果を目指します。

ファンドの特色

米国の株式およびREITを主要投資対象とし、S&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）およびS&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）の比率を均等とした合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

当ファンドのベンチマークは、各指数を以下の割合で合成し指数化したものとします。

指数	構成割合
S&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）	50%
S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）	50%

■ ファンドは、マザーファンドを通じて投資を行います。各マザーファンドへの投資配分は以下を基本とします。

マザーファンド	主要投資対象	主な投資態度	基本配分比率
S&P500 インデックス・マザーファンド	米国株式	S&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する成果を目指します。	50%
S&P 米国REIT インデックス・マザーファンド	米国REIT	S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する成果を目指します。	50%

■ 上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の許容乖離幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

■ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■ 基準価額の値動きに関する留意点

当ファンドは、基準価額が対象インデックス（ベンチマーク）に連動する投資成果を目指しますが、主として信託報酬、取引コスト、対象インデックスの市場と先物市場の値動きの差等の要因から、対象インデックスの動きと完全に一致するものではありません。

■ 指数の著作権等について

S&P500®（以下「S&P500指数」といいます。）、S&P米国REIT（以下「S&P米国REIT指数」といいます。）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」といいます。）の商品であり、これを利用するライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」といいます。）の登録商標です。また、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」といいます。）の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが農林中金全共連アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500指数、S&P米国REIT指数の誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

※ファンドは、S&P500 インデックス・マザーファンドおよびS&P 米国 REIT インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式により、各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国株式、米国REITに投資を行います。

ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。

一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。

※株式にはDR（預託証券）を含みます。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年12月11日（休日の場合は翌営業日）に経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2020年１月27日　有価証券届出書の提出
2020年２月12日　募集開始日
2020年２月13日　信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

（３）【ファンドの仕組み】

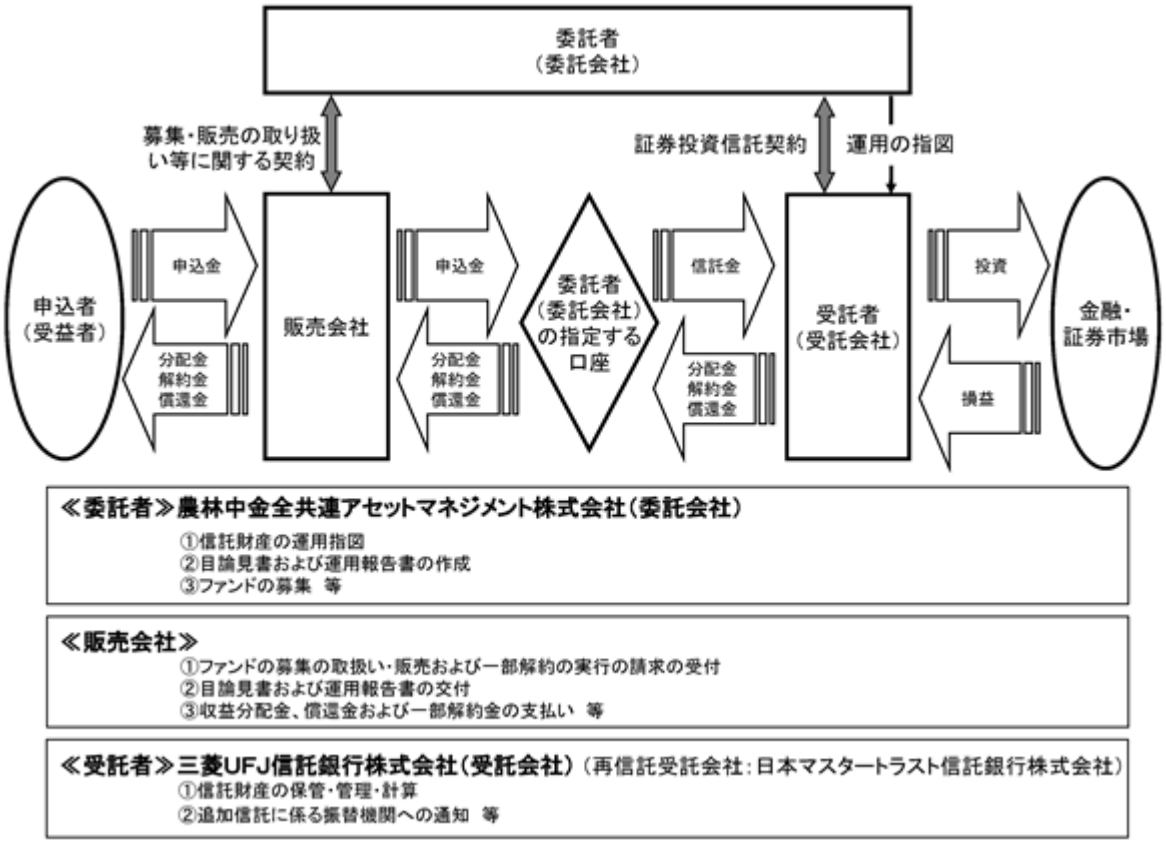

委託者（委託会社）の概況（2025年７月31日現在）

① 資本金の額

1,466百万円

② 沿　　革

1993年９月28日 農中投信株式会社設立
10月８日 証券投資信託委託業の免許取得
10月13日 営業開始
1996年８月20日 投資顧問業務の登録
９月30日 投資一任業務認可取得
10月１日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
2000年10月１日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
2007年９月30日 金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数（株）	持株比率（%）
農林中央金庫	東京都千代田区大手町１丁目２番１号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町２丁目７番９号	9,779	33.34

（注）農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないＡ種優先株式１株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないＢ種優先株式１株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫　　66.66%
全国共済農業協同組合連合会　　33.34%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ａ．基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、当社円換算ベース）およびＳ＆Ｐ米国ＲＥＩＴ指数（配当込み、当社円換算ベース）の比率を均等とした合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

※　「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

ｂ．運用方法（運用の基本方針）

①　投資対象

Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド受益証券およびＳ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

（イ）Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、当社円換算ベース）およびＳ＆Ｐ米国ＲＥＩＴ指数（配当込み、当社円換算ベース）の比率を均等とした合成指数をベンチマークとし、上記のマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）および米国上場不動産投資信託に実質的に投資することにより、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）各マザーファンド受益証券への投資配分比率（以下、「基本配分比率」といいます。）は以下を基本とします。

Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド受益証券：１／２

Ｓ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド受益証券：１／２

（ハ）上記の基本配分比率には各マザーファンド受益証券ごとに一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。

（ニ）各マザーファンド受益証券への合計投資割合は、原則として高位に保ちます。

（ホ）実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

②　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．運用の指図範囲等（約款第16条第１項から第３項）

①　委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたＳ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンドおよびＳ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．資産の流動化に関する法律に規定する受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
11．コマーシャル・ペーパー
12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（上記１．から上記12．）の証券または証書の性質を有するもの
14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
15．投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23．外国の者に対する権利で第22号（上記22．）の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号（上記１．）の証券または証書、第13号ならびに第18号（上記13．ならびに上記18．）の証券または証書のうち第１号（上記１．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号（上記２．から上記６．）までの証券、第15号（上記15．）の証券のうち投資法人債券、および第13号ならびに第18号（上記13．ならびに上記18．）の証券または証書のうち第２号から第６号（上記２．から上記６．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号（上記14．）の証券および第15号（上記15．）の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、第１項（上記①）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号（上記５．）の権利の性質を有するもの

③　第１項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第２項（上記②）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

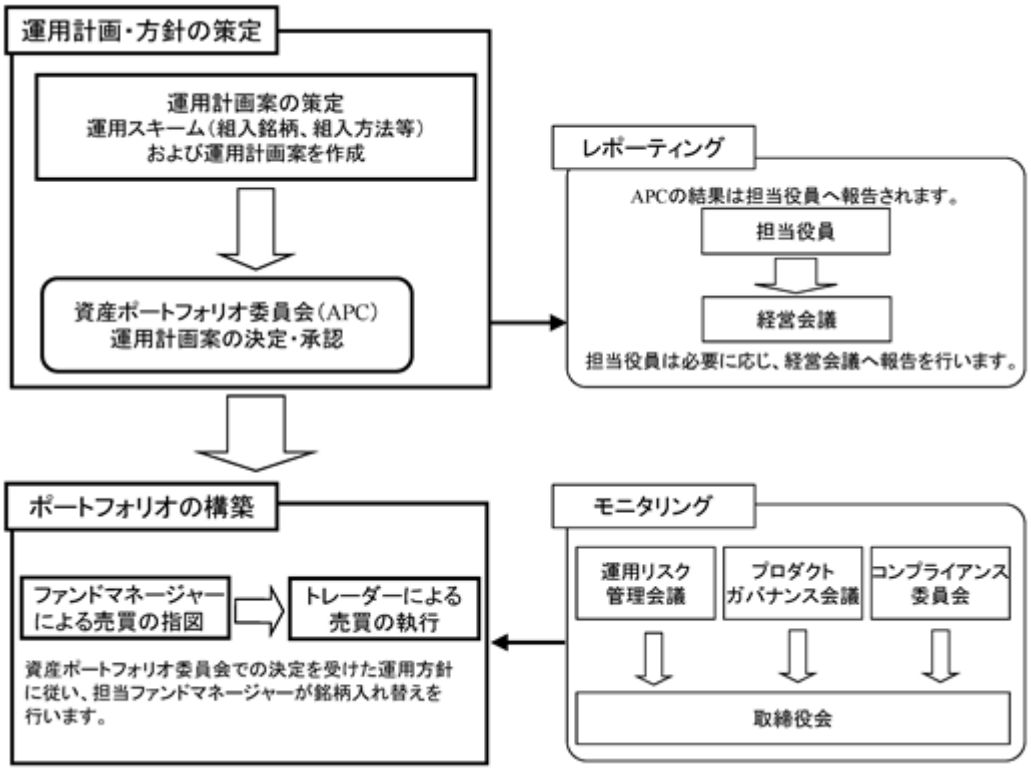

＜資産ポートフォリオ委員会（ＡＰＣ）＞

原則月１回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	120名程度 （うち　投資判断に携わる者 85名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部	30名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※　運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針（運用の基本方針　３．収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年12月11日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

※ なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

b．収益の分配方式（約款第40条）

① 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c．収益分配金の再投資等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者および販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに、支払いを開始するものとします。

② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

a．株式への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

c．外国為替予約取引への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

d．デリバティブ取引への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

e．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限、約款第16条第４項および６項）

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｆ．投資信託証券への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限、約款第16条第５項および６項）

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｇ．同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（運用の基本方針　２.運用方法（３）投資制限、約款第20条）

①　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前各項（上記①②）において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｈ．先物取引等の運用指図（運用の基本方針　２.運用方法（３）投資制限、約款第22条）

①　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｉ．スワップ取引の運用指図（運用の基本方針　２.運用方法（３）投資制限、約款第23条）

①　委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財

産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項（上記③）において、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

ｊ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（運用の基本方針　２.運用方法（３）投資制限、約款第24条）

①　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第４条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

ｋ．デリバティブ取引等に係る投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｌ．信用リスク集中回避のための投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｍ．投資する株式等の範囲（約款第19条）

①　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　第１項（上記①）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

ｎ．信用取引の指図および範囲（約款第21条）

①　委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②　第１項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号（下記１．から下記６．）に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号（下記１．から下記６．）に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売り出しにより取得する株券
５．投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第５号（上記５．）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ｏ．有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号（下記１．２．）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号（上記①１．上記①２．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

ｐ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｑ．外国為替予約の指図および範囲（約款第27条）

① 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 第１項（上記①）の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 第２項（上記②）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ｒ．一部解約の請求および有価証券の売却等の指図（約款第31条）

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

ｓ．再投資の指図（約款第32条）

委託者は、前条（上記ｒ．）の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｔ．資金の借入れ（約款第33条）

① 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 第１項（上記①）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該

有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

ｕ．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の２第７号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

ｖ．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

米国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①　Ｓ＆Ｐ５００指数（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として米国の株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）等に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

②　株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）等への投資割合は、原則として高位に保ちます。

③　ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

④　組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

①　株式への投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③　外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

④　デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑤　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑥　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑦　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以内とします。

⑧　同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨　有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

⑩　スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

⑪　金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

⑫　デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（参考）

「Ｓ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下、総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① S&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）をベンチマークとし、主として米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② 不動産投資信託証券の投資割合は、原則として高位に保ちます。

③ ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し不動産投資信託証券の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

④ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以内とします。

⑥ 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。

⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② リートの価格変動リスク

一般に、リートは不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、リートの収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れているリートの価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資するリートやそのスポンサー企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、当該リートの価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

③ 乖離リスク

当ファンドは、合成指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により合成指数の動きと乖離が生じます。

イ．売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
ロ．売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
ハ．先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と合成指数との乖離による影響
ニ．合成指数との構成比率が異なることによる影響
ホ．組入銘柄の配当金・分配金受取による影響

④ 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

⑤ カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

⑥ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状

況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（２）その他の留意事項

○　当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

　これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○　収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

　また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○　合成指数が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、合成指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。たとえば、合成指数が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に合成指数が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

○　実質的な株式およびリートの組入比率を高位に保つとともに、原則として為替ヘッジ※を行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

○　当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

　これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※　「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

（３）投資リスクに対する管理体制

①　フロントにおけるリスク管理体制

　フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

②　ミドルにおけるリスク管理体制

　ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

　具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定さ

れた運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

［運用リスク管理会議］

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

［コンプライアンス委員会］

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※　投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

*2020年8月~2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
なお、2021年1月までは、ベンチマークの騰落率を表示しております。
*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

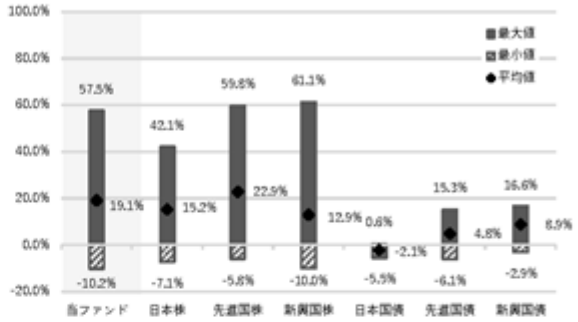

*2020年8月~2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
なお、2021年1月までの年間騰落率については、当ファンドのベンチマークを用いて算出しております。
*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*各資産クラスの指数
日　本　株：配当込みTOPIX
先 進 国 株：MSCI コクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
新 興 国 株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日 本 国 債：NOMURA-BPI 国債
先 進 国 債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新 興 国 債：FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
■ 「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
■ 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
■ 「FTSE 世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

① 委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.407%（税抜0.37%）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.17%	0.17%	0.03%	0.37%

※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

※ ファンドが投資対象とするリートは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（1）から（4）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315％（所得税15.315％※、地方税５％）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315％（所得税15.315％※、地方税５％）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※　2013年１月１日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315％）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

○少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。

ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」及び「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※　2013年１月１日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315％）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

＜個別元本について＞

① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫

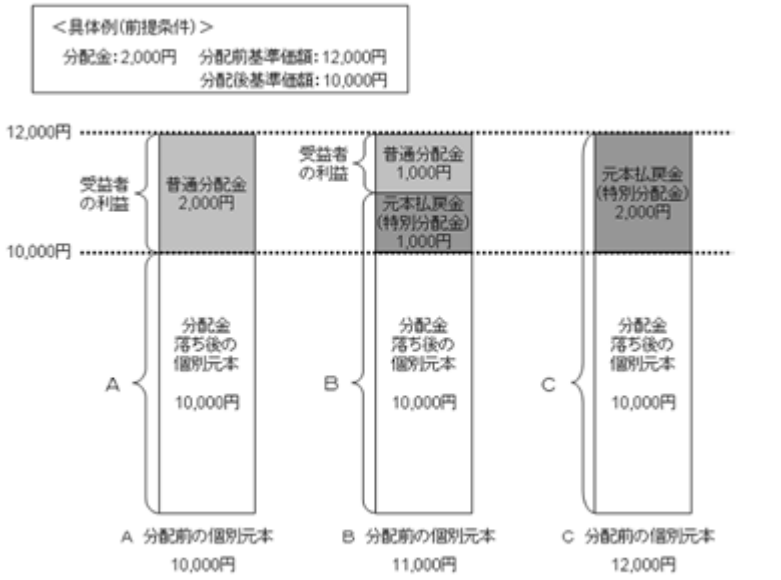

※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

○　当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

○　販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

○　外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

○　法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

○　税制が改正された場合等には、上記の内容（2025年７月31日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

○　課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■参考情報：ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成の対象期間（2023年12月12日～2024年12月11日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.51%	0.41%	0.10%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた額で除した総経費率（年率）です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

2025年 7月31日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,228,047,797	99.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	456,317	0.04
合計(純資産総額)		1,228,504,114	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (％)
1	日本	親投資信託受益証券	Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド	178,426,337	3.2730	584,004,332	3.4643	618,122,359	50.32
2	日本	親投資信託受益証券	Ｓ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド	276,209,328	2.2793	629,563,922	2.2082	609,925,438	49.65

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.96
合計	99.96

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2020年12月11日)	20,001,618	20,001,618	9,262	9,262
第2計算期間末 (2021年12月13日)	129,775,300	129,775,300	13,467	13,467
第3計算期間末 (2022年12月12日)	343,350,554	343,350,554	13,466	13,466
第4計算期間末 (2023年12月11日)	721,270,488	721,270,488	15,785	15,785
第5計算期間末 (2024年12月11日)	1,115,517,305	1,115,517,305	20,742	20,742
2024年 7月末日	960,065,427	—	19,170	—
8月末日	960,028,159	—	18,899	—
9月末日	986,406,674	—	19,156	—
10月末日	1,080,665,928	—	20,724	—
11月末日	1,115,469,669	—	20,943	—
12月末日	1,141,049,261	—	20,996	—
2025年 1月末日	1,157,074,564	—	20,853	—
2月末日	1,130,975,973	—	20,118	—
3月末日	1,097,475,502	—	19,249	—
4月末日	1,049,003,754	—	18,123	—
5月末日	1,123,608,231	—	19,119	—
6月末日	1,158,676,872	—	19,562	—
7月末日	1,228,504,114	—	20,623	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2020年 2月13日～2020年12月11日	0
第2計算期間末	2020年12月12日～2021年12月13日	0
第3計算期間末	2021年12月14日～2022年12月12日	0
第4計算期間末	2022年12月13日～2023年12月11日	0
第5計算期間末	2023年12月12日～2024年12月11日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2020年 2月13日～2020年12月11日	△7.4
第2計算期間末	2020年12月12日～2021年12月13日	45.4
第3計算期間末	2021年12月14日～2022年12月12日	△0.0
第4計算期間末	2022年12月13日～2023年12月11日	17.2
第5計算期間末	2023年12月12日～2024年12月11日	31.4
第6中間計算期間末	2024年12月12日～2025年 6月11日	△5.5

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2020年 2月13日～2020年12月11日	27,970,594	6,375,330	21,595,264
第2計算期間末	2020年12月12日～2021年12月13日	107,660,272	32,888,603	96,366,933
第3計算期間末	2021年12月14日～2022年12月12日	252,903,414	94,291,075	254,979,272
第4計算期間末	2022年12月13日～2023年12月11日	259,050,270	57,098,256	456,931,286
第5計算期間末	2023年12月12日～2024年12月11日	149,634,109	68,766,361	537,799,034
第6中間計算期間末	2024年12月12日～2025年 6月11日	87,936,641	33,719,922	592,015,753

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	139,608,536,689	92.53
	バミューダ	179,917,180	0.12
	パナマ	86,049,467	0.06
	キュラソー	126,381,080	0.08
	オランダ	192,907,324	0.13
	アイルランド	2,996,426,364	1.99
	スイス	392,219,799	0.26
	ジャージー	98,857,280	0.07
	リベリア	224,991,827	0.15
	小計	143,906,287,010	95.37
投資証券	アメリカ	2,728,771,107	1.81
	小計	2,728,771,107	1.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,250,753,127	2.82
合計(純資産総額)		150,885,811,244	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,156,580,663	2.75

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	—	139,738,571	△0.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	443,910	21,144.54	9,386,274,520	26,781.14	11,888,418,210	7.88
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	135,289	63,365.26	8,572,623,860	76,672.92	10,373,003,160	6.87
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	271,867	33,850.39	9,202,805,152	31,229.97	8,490,400,836	5.63
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	171,985	31,385.09	5,397,764,926	34,388.08	5,914,234,643	3.92
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	39,520	87,494.31	3,457,775,464	103,857.42	4,104,445,313	2.72
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	85,586	26,670.35	2,282,608,826	45,208.40	3,869,206,276	2.56
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	105,937	26,062.72	2,761,006,735	29,359.61	3,110,269,714	2.06
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	85,455	26,330.88	2,250,106,167	29,495.56	2,520,543,216	1.67
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	51,007	46,956.41	2,395,105,999	47,661.38	2,431,064,295	1.61
10	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	33,378	70,619.21	2,357,128,233	71,109.63	2,373,497,563	1.57
11	アメリカ	株式	JP MORGAN CHASE & CO	銀行	50,586	36,289.55	1,835,743,349	44,761.72	2,264,316,656	1.50
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	31,144	46,832.39	1,458,548,138	52,422.44	1,632,644,623	1.08
13	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14,318	117,654.55	1,684,577,980	113,548.35	1,625,785,292	1.08
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	7,746	130,118.11	1,007,894,888	176,907.63	1,370,326,563	0.91
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	78,452	17,621.73	1,382,460,258	16,716.74	1,311,461,764	0.87
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INCORPORATED	金融サービス	14,765	78,075.68	1,152,787,430	83,525.44	1,233,253,164	0.82
17	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	78,643	12,916.72	1,015,809,813	14,578.97	1,146,533,945	0.76

18	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	8,076	139,587.99	1,127,312,667	138,560.71	1,119,016,365	0.74
19	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	29,605	27,044.20	800,643,803	37,437.13	1,108,326,352	0.73
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	43,796	22,726.85	995,345,472	24,986.97	1,094,329,399	0.73
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	18,092	59,706.89	1,080,217,168	55,585.03	1,005,644,384	0.67
22	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	42,676	24,858.59	1,060,865,214	22,838.74	974,666,204	0.65
23	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	38,719	10,564.75	409,056,837	23,694.74	917,436,943	0.61
24	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,153	26,043.27	837,369,356	28,281.02	909,319,664	0.60
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	119,275	6,741.92	804,142,811	7,164.74	854,574,888	0.57
26	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	34,735	23,375.48	811,947,395	22,940.32	796,832,306	0.53
27	アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	19,411	27,171.29	527,422,094	40,865.63	793,242,831	0.53
28	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	29,513	19,734.96	582,438,001	26,816.99	791,450,088	0.52
29	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	72,414	8,738.28	632,774,076	10,199.60	738,593,997	0.49
30	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	食品・飲料・タバコ	70,508	9,526.80	671,716,144	10,270.56	724,156,820	0.48

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	電力・ガス	0.32
		エネルギー	2.91
		素材	1.79
		資本財	5.64
		商業・専門サービス	1.12
		運輸	1.28
		自動車・自動車部品	1.80
		耐久消費財・アパレル	0.59
		消費者サービス	1.99
		メディア・娯楽	8.47
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.73
		生活必需品流通・小売り	1.83
		食品・飲料・タバコ	2.25
		家庭用品・パーソナル用品	1.03
		ヘルスケア機器・サービス	3.64
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.11
		銀行	3.50
		金融サービス	8.09
		保険	1.82
		ソフトウェア・サービス	12.23
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.54
		電気通信サービス	0.89
		公益事業	2.36
		半導体・半導体製造装置	13.28
		不動産管理・開発	0.16
投資証券	外国	―	1.81
合計			97.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P MIN 2509	買建	87	米ドル	26,999,017.5	4,033,383,227	27,823,687.5	4,156,580,663	2.75

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	935,545.95	138,800,000	139,738,571	△0.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

Ｓ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	7,493,355,966	99.13
	小計	7,493,355,966	99.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	65,879,160	0.87
合計(純資産総額)		7,559,235,126	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	売建	―	502,422	△0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	27,185	20,351.39	553,252,800	24,855.50	675,696,990	8.94
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	40,605	16,831.77	683,454,073	16,207.32	658,098,273	8.71
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	4,280	132,065.24	565,239,234	119,069.80	509,618,767	6.74
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	13,853	25,947.54	359,451,397	26,486.84	366,922,291	4.85
5	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	39,517	8,346.41	329,825,451	8,483.85	335,256,620	4.44
6	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY	13,427	26,049.13	349,761,726	24,718.06	331,889,517	4.39
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	6,909	48,378.45	334,246,763	43,121.42	297,925,914	3.94
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	46,240	4,663.95	215,661,316	4,859.65	224,710,525	2.97
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	9,286	23,827.70	221,264,068	22,309.90	207,169,755	2.74
10	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	19,748	9,496.72	187,541,271	9,931.44	196,126,219	2.59
11	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	12,911	16,217.77	209,387,736	14,632.75	188,923,441	2.50
12	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	6,222	33,349.82	207,502,602	29,326.75	182,471,044	2.41
13	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	14,963	10,741.14	160,719,692	9,755.16	145,966,563	1.93
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	24,944	4,970.20	123,976,801	4,687.85	116,933,934	1.55
15	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	5,122	23,418.37	119,948,923	22,227.73	113,850,474	1.51
16	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,817	44,522.70	125,420,450	40,105.23	112,976,459	1.49
17	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	29,603	3,573.40	105,783,620	3,271.64	96,850,388	1.28
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	5,250	18,506.43	97,158,774	17,418.87	91,449,088	1.21
19	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	9,582	8,321.02	79,732,042	9,511.66	91,140,738	1.21
20	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	12,026	7,254.37	87,241,154	6,831.60	82,156,878	1.09
21	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	6,737	15,487.26	104,337,679	11,656.90	78,532,546	1.04
22	アメリカ	投資証券	UDR INC	13,192	6,550.75	86,417,513	5,944.22	78,416,257	1.04
23	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	4,675	17,778.90	83,116,375	16,749.60	78,304,411	1.04
24	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	30,400	3,098.34	94,189,797	2,572.49	78,203,872	1.03
25	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	7,149	10,906.96	77,973,884	10,802.39	77,226,292	1.02
26	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	12,664	5,824.71	73,764,204	5,800.81	73,461,504	0.97
27	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	8,366	10,491.65	87,773,225	8,754.25	73,238,088	0.97
28	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	13,906	5,542.36	77,072,183	5,265.99	73,228,961	0.97
29	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS AND RESORTS INC	30,356	2,530.66	76,820,915	2,409.66	73,147,660	0.97
30	アメリカ	投資証券	LAMAR ADVERTIS-A	3,849	18,613.99	71,645,262	18,361.52	70,673,509	0.93

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資証券	99.13
合計	99.13

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	売建	3,364.00	500,000	502,422	△0.01

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

＜参考情報＞

交付目論見書の運用実績（2025年７月末現在）

2025年7月末現在

基準価額・純資産の推移

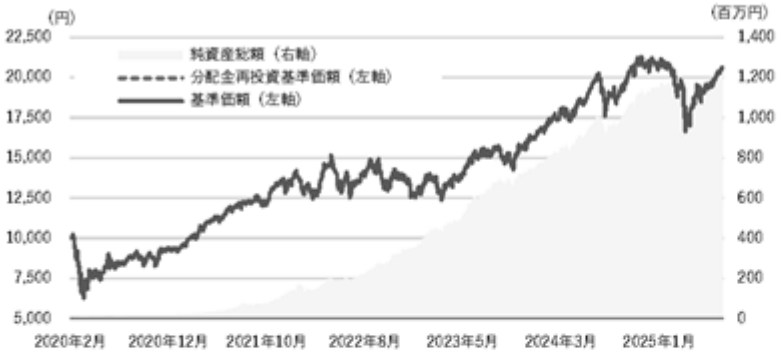

・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日	分配金
1期 2020年12月11日	0円
2期 2021年12月13日	0円
3期 2022年12月12日	0円
4期 2023年12月11日	0円
5期 2024年12月11日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

■ ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式+ＲＥＩＴ）

資産の組入比率

資産の種類	組入比率（%）
S&P500インデックス・マザーファンド	50.3
S&P米国REITインデックス・マザーファンド	49.6
短期資産等	0.0

・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。
・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移

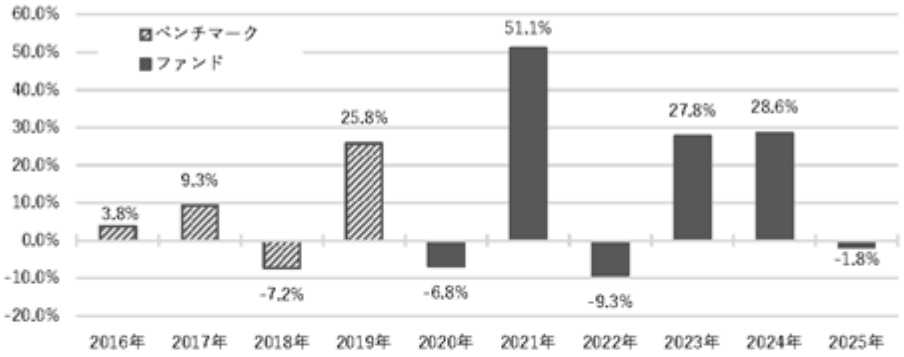

・ベンチマークは、「S&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）およびS&P米国REIT指数（配当込み、当社円換算ベース）の比率を均等とした合成指数」です。
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。
・2019年以前は、ベンチマークの収益率を表示。
・2020 年は設定日（2月13日）から年末までの騰落率、2025年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

（参考）マザーファンド

主要な資産の状況

■ S&P500インデックス・マザーファンド

組入上位銘柄

	銘柄名	業種	組入比率（%）
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7.9
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	6.9
3	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.6
4	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.9
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.7
6	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	2.6
7	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.1
8	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	1.7
9	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.6
10	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1.6

■ S&P米国REITインデックス・マザーファンド

組入上位銘柄

	銘柄名	組入比率（%）
1	WELLTOWER INC	8.9
2	PROLOGIS INC	8.7
3	EQUINIX INC	6.7
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	4.9
5	REALTY INCOME CORP	4.4
6	SIMON PROPERTY	4.4
7	PUBLIC STORAGE	3.9
8	VICI PROPERTIES INC	3.0
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	2.7
10	VENTAS INC	2.6

・組入比率は、各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。
※　継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（２）取得申込

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、原則としてニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。
また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。
なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ニ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「累積投資規定」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ホ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（３）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（４）申込手数料

申込手数料はかかりません。

（５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※　信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、原則としてニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（２）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

ａ．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第８条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示することがあります。

ｂ．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評　価　方　法
親投資信託受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式・不動産投資信託証券	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所または外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）、もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

ｃ．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「β米2資産」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間（約款第４条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第46条第１項、第47条第１項、第48条第１項および第50条第２項の規定による信託終了の日まで）とします。

（4）【計算期間】

信託の計算期間（約款第36条）

ａ．この信託の計算期間は、毎年12月12日から翌年12月11日までとすることを原則とします。
ただし、第１計算期間は、信託契約締結日から2020年12月11日までとします。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、上記ａ．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日と

し、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）信託契約の解約（約款第46条）

① 委託者は、約款第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、第１項（上記①）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項（上記②）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項（上記②）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第２項から前項（上記②から上記④）までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第１項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

（ハ）委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い（約款第48条）

① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 第１項（上記①）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第２項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ニ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第50条）

① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第47条第２項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定に従います。

（ロ）信託約款の変更等（約款第51条）

① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項（上記①）の事項（上記①の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項（上記②）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項（上記②）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項（上記②から上記⑤）までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項（上記①から上記⑥）の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｃ．その他の契約の変更

＜募集・販売の取扱い等に関する契約＞

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

ｄ．運用報告書等

＜運用報告書＞

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜有価証券報告書および半期報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条第１項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の５第１項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

＜臨時報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条の５第４項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

ｅ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．公告（約款第55条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｇ．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第57条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

ｈ．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者および販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。

② 収益分配金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

③ 委託者は上記①の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

⑤　上記③および④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥　受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

①　償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②　償還金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

③　受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

①　一部解約金は、約款第45条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

②　一部解約金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（ニ）反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第52条）

この信託は、受益者が約款第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第46条に規定する信託契約の解約または前条（約款51条）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第２項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第42条第２項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第42条第３項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第41条））

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2023年12月12日から2024年12月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2023年12月11日現在	第5期 2024年12月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	496,294	5,624,459
親投資信託受益証券	720,368,908	1,114,641,167
未収入金	2,545,800	2,704,900
未収利息	-	35
流動資産合計	723,411,002	1,122,970,561
資産合計	723,411,002	1,122,970,561
負債の部		
流動負債		
未払金	-	5,073,700
未払解約金	797,673	297,733
未払受託者報酬	107,448	166,361
未払委託者報酬	1,217,660	1,885,426
その他未払費用	17,733	30,036
流動負債合計	2,140,514	7,453,256
負債合計	2,140,514	7,453,256
純資産の部		
元本等		
元本	456,931,286	537,799,034
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	264,339,202	577,718,271
（分配準備積立金）	86,757,009	301,396,602
元本等合計	721,270,488	1,115,517,305
純資産合計	721,270,488	1,115,517,305
負債純資産合計	723,411,002	1,122,970,561

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 自　2022年12月13日 至　2023年12月11日	第5期 自　2023年12月12日 至　2024年12月11日
営業収益		
受取利息	6	2,910
有価証券売買等損益	95,922,000	245,673,759
営業収益合計	95,922,006	245,676,669
営業費用		
支払利息	259	36
受託者報酬	178,554	301,621
委託者報酬	2,023,512	3,418,300
その他費用	17,753	30,036
営業費用合計	2,220,078	3,749,993
営業利益又は営業損失（△）	93,701,928	241,926,676
経常利益又は経常損失（△）	93,701,928	241,926,676
当期純利益又は当期純損失（△）	93,701,928	241,926,676
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,519,215	15,851,899
期首剰余金又は期首欠損金（△）	88,371,282	264,339,202
剰余金増加額又は欠損金減少額	108,070,646	128,773,887
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	108,070,646	128,773,887
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,285,439	41,469,595
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,285,439	41,469,595
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	264,339,202	577,718,271

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第4期 （2023年12月11日現在）	第5期 （2024年12月11日現在）
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		第4期 2023年12月11日現在	第5期 2024年12月11日現在
１.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	254,979,272円	456,931,286円
	期中追加設定元本額	259,050,270円	149,634,109円
	期中一部解約元本額	57,098,256円	68,766,361円
２.	計算期間の末日における受益権の総数	456,931,286口	537,799,034口
３.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5785円 (15,785円)	2.0742円 (20,742円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第4期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第5期 自 2023年12月12日 至 2024年12月11日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,104,784円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（63,262,736円）、信託約款に規定される収益調整金（177,582,193円）及び分配準備積立金（9,389,489円）より、分配対象収益は264,339,202円（一万口当たり5,785.10円）でありますが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,203,794円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（203,870,983円）、信託約款に規定される収益調整金（276,321,669円）及び分配準備積立金（75,321,825円）より、分配対象収益は577,718,271円（一万口当たり10,742.27円）でありますが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	第5期 自 2023年12月12日 至 2024年12月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2023年12月11日現在	第5期 2024年12月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第4期(自 2022年12月13日 至 2023年12月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	83,805,226
合計	83,805,226

第5期(自 2023年12月12日 至 2024年12月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	205,268,383
合計	205,268,383

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＳＡＰ５００インデックス・マザーファンド	168,731,338	559,799,960	
	S&P米国REITインデックス・マザーファンド	238,211,063	554,841,207	
合計		406,942,401	1,114,641,167	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド」受益証券及び「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。
なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2023年12月11日現在	2024年12月11日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	853,512,700	2,518,560,219
コール・ローン	126,502,125	238,398,296
株式	50,027,315,045	109,130,064,635
投資証券	1,179,155,855	2,235,263,538
派生商品評価勘定	8,820,978	3,098,543
未収入金	-	3,928,800
未収配当金	63,501,965	91,182,493
未収利息	-	1,485
差入委託証拠金	353,040,762	1,088,696,835
流動資産合計	52,611,849,430	115,309,194,844
資産合計	52,611,849,430	115,309,194,844
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,088	15,713,714
未払解約金	59,956,597	137,034,105
未払利息	34	-
流動負債合計	59,965,719	152,747,819
負債合計	59,965,719	152,747,819
純資産の部		
元本等		
元本	21,919,670,882	34,709,825,099
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	30,632,212,829	80,446,621,926
元本等合計	52,551,883,711	115,156,447,025
純資産合計	52,551,883,711	115,156,447,025
負債純資産合計	52,611,849,430	115,309,194,844

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
５.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2023年12月11日現在）	（2024年12月11日現在）
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		2023年12月11日現在	2024年12月11日現在
１．	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年12月13日	2023年12月12日
	同期首元本額	13,574,101,398円	21,919,670,882円
	同期中追加設定元本額	11,666,385,446円	21,336,477,971円
	同期中一部解約元本額	3,320,815,962円	8,546,323,754円
	元本の内訳		
	農林中金＜パートナーズ＞つみたて米国株式Ｓ＆Ｐ５００	7,521,793,492円	11,846,750,995円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）	254,412,986円	173,509,215円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）	2,191,316,834円	1,730,168,790円
	農林中金＜パートナーズ＞米国株式S&P500インデックスファンド	9,549,715,781円	17,256,228,660円
	ＮＺＡＭ・ベータ　Ｓ＆Ｐ５００	754,539,982円	878,816,663円
	ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）	150,787,049円	168,731,338円
	ＮＺＡＭ　上場投信　S&P500（為替ヘッジあり）	1,497,104,758円	2,655,619,438円
	合計	21,919,670,882円	34,709,825,099円
２．	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	21,919,670,882口	34,709,825,099口
３．	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.3975円 (23,975円)	3.3177円 (33,177円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	自 2023年12月12日 至 2024年12月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月11日現在	2024年12月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

(自 2022年12月13日 至 2023年12月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,114,545,172
投資証券	58,135,174
合計	1,172,680,346

(自 2023年12月12日 至 2024年12月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,466,655,096
投資証券	4,844,241
合計	1,471,499,337

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

（2023年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,331,598,645	－	1,339,861,000	8,262,355
合計		1,331,598,645	－	1,339,861,000	8,262,355

（2024年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,823,198,886	－	3,810,461,628	△12,737,258
合計		3,823,198,886	－	3,810,461,628	△12,737,258

（注）時価の算定方法

1.先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

2.先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(通貨関連)

（2023年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	35,500,000	－	36,049,535	549,535
合計		35,500,000	－	36,049,535	549,535

（2024年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	48,700,000	－	48,822,087	122,087
合計		48,700,000	－	48,822,087	122,087

（注）時価の算定方法

1.対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2.対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

通　貨	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	3M CO	7,891	129.77	1,024,015.07	
	ABBOTT LABORATORIES	24,994	115.50	2,886,807.00	
	ABBVIE INC	25,373	175.67	4,457,274.91	
	ACCENTURE PLC-CL A	8,998	362.90	3,265,374.20	
	ADOBE INC	6,369	547.05	3,484,161.45	
	ADVANCED MICRO DEVICES	23,249	127.74	2,969,827.26	
	AES CORP	10,212	13.64	139,291.68	
	AFLAC INC	7,240	104.22	754,552.80	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,191	141.93	594,828.63	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	3,194	315.21	1,006,780.74	
	AIRBNB INC-CLASS A	6,321	138.30	874,194.30	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,177	98.78	215,044.06	
	ALBEMARLE CORP	1,688	103.98	175,518.24	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	1,009	237.16	239,294.44	
	ALLEGION PLC	1,252	140.58	176,006.16	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,685	60.70	223,679.50	
	ALLSTATE CORP	3,793	195.06	739,862.58	
	ALPHABET INC-CL A	84,164	185.17	15,584,647.88	
	ALPHABET INC-CL C	68,996	186.53	12,869,823.88	
	ALTRIA GROUP INC	24,510	55.49	1,360,059.90	
	AMAZON.COM INC	134,184	225.04	30,196,767.36	
	AMCOR PLC	20,762	10.13	210,319.06	
	AMENTUM HOLDINGS INC	1,799	24.02	43,211.98	
	AMEREN CORPORATION	3,833	91.24	349,722.92	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	7,644	95.10	726,944.40	
	AMERICAN EXPRESS CO	8,068	302.11	2,437,423.48	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	9,250	73.00	675,250.00	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,799	130.98	366,613.02	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,410	546.34	770,339.40	
	AMETEK INC	3,326	188.60	627,283.60	
	AMGEN INC	7,719	275.75	2,128,514.25	
	AMPHENOL CORP-CL A	17,300	72.61	1,256,153.00	
	ANALOG DEVICES INC	7,128	215.61	1,536,868.08	

ANSYS INC	1,255	339.70	426,323.50	
AON PLC	3,121	361.29	1,127,586.09	
APA CORP	5,314	22.26	118,289.64	
APPLE INC	218,406	247.77	54,114,454.62	
APPLIED MATERIALS INC	11,894	168.17	2,000,213.98	
APTIV PLC	3,818	58.42	223,047.56	
ARCH CAPITAL GROUP	5,380	93.35	502,223.00	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	6,868	52.08	357,685.44	
ARISTA NETWORKS INC	14,802	104.78	1,550,953.56	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	3,147	283.74	892,929.78	
ASSURANT INC	744	216.31	160,934.64	
AT&T INC	103,000	23.51	2,421,530.00	
ATMOS ENERGY CORP	2,230	141.11	314,675.30	
AUTODESK INC	3,095	303.99	940,849.05	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	5,858	302.23	1,770,463.34	
AUTOZONE INC	245	3,347.16	820,054.20	
AVERY DENNISON CORP	1,157	201.46	233,089.22	
AXON ENTERPRISE INC	1,031	637.45	657,210.95	
BAKER HUGHES CO	14,270	41.21	588,066.70	
BALL CORP	4,361	57.08	248,925.88	
BANK OF AMERICA CORP	96,975	45.75	4,436,606.25	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	10,601	80.62	854,652.62	
BAXTER INTERNATIONAL INC	7,329	31.44	230,423.76	
BECTON DICKINSON & CO	4,152	221.44	919,418.88	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	26,314	462.49	12,169,961.86	
BEST BUY CO INC	2,820	86.71	244,522.20	
BIOGEN INC	2,092	156.32	327,021.44	
BIO-TECHNE CORP	2,264	77.12	174,599.68	
BLACKROCK FUNDING INC/DE	2,000	1,057.07	2,114,140.00	
BLACKSTONE INC	10,344	189.57	1,960,912.08	
BOEING CO	10,496	164.10	1,722,393.60	
BOOKING HOLDINGS INC	482	5,185.33	2,499,329.06	
BORGWARNER INC	3,272	34.61	113,243.92	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	21,154	90.20	1,908,090.80	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	29,123	58.12	1,692,628.76	
BROADCOM INC	66,867	171.81	11,488,419.27	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	1,677	235.90	395,604.30	

BROWN & BROWN INC	3,401	102.93	350,064.93	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	2,633	45.18	118,958.94	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,673	170.74	285,648.02	
BUNGE GLOBAL SA	2,035	84.71	172,384.85	
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,685	109.21	184,018.85	
CADENCE DESIGN SYS INC	3,933	302.86	1,191,148.38	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	3,108	36.92	114,747.36	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5,485	183.93	1,008,856.05	
CARDINAL HEALTH INC	3,503	120.42	421,831.26	
CARMAX INC	2,242	86.08	192,991.36	
CARNIVAL CORP	14,512	25.83	374,844.96	
CARRIER GLOBAL CORP	12,060	72.81	878,088.60	
CATALENT INC	2,600	62.24	161,824.00	
CATERPILLAR INC	6,966	388.39	2,705,524.74	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,503	203.00	305,109.00	
CBRE GROUP INC-A	4,327	135.88	587,952.76	
CDW CORP/DE	1,919	179.01	343,520.19	
CELANESE CORP-SERIES A	1,570	69.65	109,350.50	
CENCORA INC	2,506	237.01	593,947.06	
CENTENE CORP	7,556	56.71	428,500.76	
CENTERPOINT ENERGY INC	9,362	31.38	293,779.56	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,592	88.84	230,273.28	
CHARLES RIVER LABORATORIES	742	197.05	146,211.10	
CHARTER COMMUNICATIONS-A	1,394	377.96	526,876.24	
CHEVRON CORP	24,433	157.00	3,835,981.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	19,672	64.83	1,275,335.76	
CHUBB LTD	5,396	274.60	1,481,741.60	
CHURCH & DWIGHT CO INC	3,517	107.06	376,530.02	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,244	149.83	336,218.52	
CINTAS CORP	4,922	210.14	1,034,309.08	
CISCO SYSTEMS INC	57,874	58.72	3,398,361.28	
CITIGROUP INC	27,405	72.50	1,986,862.50	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	6,440	46.40	298,816.00	
CLOROX COMPANY	1,779	167.66	298,267.14	
CME GROUP INC	5,173	239.19	1,237,329.87	
CMS ENERGY CORP	4,291	67.66	290,329.06	
COCA-COLA COMPANY	55,720	62.91	3,505,345.20	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	7,120	80.06	570,027.20	

COLGATE-PALMOLIVE CO	11,737	93.89	1,101,986.93	
COMCAST CORP-CL A	55,493	39.53	2,193,638.29	
CONAGRA BRANDS INC	6,882	27.84	191,594.88	
CONOCO PHILLIPS	18,730	102.36	1,917,202.80	
CONSOLIDATED EDISON INC	4,968	94.69	470,419.92	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,251	242.60	546,092.60	
CONSTELLATION ENERGY GROUP	4,492	232.34	1,043,671.28	
COOPER COS INC/THE	2,860	99.08	283,368.80	
COPART INC	12,579	61.52	773,860.08	
CORNING INC	11,063	48.37	535,117.31	
CORPAY INC	997	357.24	356,168.28	
CORTEVA INC	9,944	59.42	590,872.48	
COSTAR GROUP INC	5,887	76.43	449,943.41	
COSTCO WHOLESALE CORP	6,368	993.40	6,325,971.20	
COTERRA ENERGY INC	10,620	24.81	263,482.20	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	3,317	346.77	1,150,252.67	
CSX CORP	27,850	34.17	951,634.50	
CUMMINS INC	1,969	377.72	743,730.68	
CVS HEALTH CORP	18,071	55.15	996,615.65	
DANAHER CORP	9,233	234.34	2,163,661.22	
DARDEN RESTAURANTS INC	1,702	168.31	286,463.62	
DAVITA INC	663	153.81	101,976.03	
DAYFORCE INC	2,271	77.95	177,024.45	
DECKERS OUTDOOR CORP	2,190	202.12	442,642.80	
DEERE & CO	3,681	443.96	1,634,216.76	
DELL TECHNOLOGIES -C	4,132	116.79	482,576.28	
DELTA AIR LINES INC	9,212	62.77	578,237.24	
DEVON ENERGY CORP	8,995	34.73	312,396.35	
DEXCOM INC	5,756	79.41	457,083.96	
DIAMONDBACK ENERGY INC	2,691	163.15	439,036.65	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,607	175.75	633,930.25	
DOLLAR GENERAL CORP	3,159	82.39	260,270.01	
DOLLAR TREE INC	2,902	72.80	211,265.60	
DOMINION ENERGY INC	12,051	55.01	662,925.51	
DOMINO'S PIZZA INC	502	454.16	227,988.32	
DOVER CORP	1,975	201.31	397,587.25	
DOW INC	10,069	42.18	424,710.42	
DR HORTON INC	4,215	157.00	661,755.00	

DTE ENERGY COMPANY	2,974	121.97	362,738.78	
DUKE ENERGY CORPORATION	11,090	111.11	1,232,209.90	
DUPONT DE NEMOURS INC	5,997	82.08	492,233.76	
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	1,679	99.32	166,758.28	
EATON CORP PLC	5,719	358.49	2,050,204.31	
EBAY INC	7,024	63.23	444,127.52	
ECOLAB INC	3,638	247.05	898,767.90	
EDISON INTERNATIONAL	5,547	82.78	459,180.66	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	8,653	73.39	635,043.67	
ELECTRONIC ARTS INC	3,454	165.30	570,946.20	
ELEVANCE HEALTH INC	3,331	389.86	1,298,623.66	
ELI LILLY & CO	11,332	799.58	9,060,840.56	
EMERSON ELECTRIC CO	8,227	129.15	1,062,517.05	
ENPHASE ENERGY INC	1,945	74.45	144,805.25	
ENTERGY CORP	3,071	148.33	455,521.43	
EOG RESOURCES INC	8,168	126.61	1,034,150.48	
EPAM SYSTEMS INC	818	250.09	204,573.62	
EQT CORP	8,533	43.05	367,345.65	
EQUIFAX INC	1,777	260.55	462,997.35	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	358	401.65	143,790.70	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3,347	82.58	276,395.26	
EVEREST GROUP LTD	622	362.45	225,443.90	
EVERGY INC	3,303	62.36	205,975.08	
EVERSOURCE ENERGY	5,134	60.54	310,812.36	
EXELON CORP	14,365	37.32	536,101.80	
EXPEDIA GROUP INC	1,791	188.41	337,442.31	
EXPEDITORS INTL WASH INC	2,027	121.10	245,469.70	
EXXON MOBIL CORPORATION	63,821	112.67	7,190,712.07	
F5 INC	837	255.60	213,937.20	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	546	483.78	264,143.88	
FAIR ISAAC CORP	352	2,172.69	764,786.88	
FASTENAL CO	8,226	79.77	656,188.02	
FEDEX CORP	3,237	279.32	904,158.84	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	7,837	84.83	664,812.71	
FIFTH THIRD BANCORP	9,722	46.39	451,003.58	
FIRST SOLAR INC	1,538	202.92	312,090.96	
FIRSTENERGY CORP	7,363	40.49	298,127.87	

FISERV INC	8,270	201.54	1,666,735.80	
FMC CORP	1,793	57.25	102,649.25	
FORD MOTOR COMPANY	56,086	10.56	592,268.16	
FORTINET INC	9,120	97.13	885,825.60	
FORTIVE CORP	5,033	78.32	394,184.56	
FOX CORP CLASS A	3,227	46.37	149,635.99	
FOX CORP CLASS B	1,895	43.93	83,247.35	
FRANKLIN RESOURCES INC	4,433	22.35	99,077.55	
FREEPORT-MCMORAN INC	20,640	42.67	880,708.80	
GARMIN LTD	2,209	219.21	484,234.89	
GARTNER INC	1,107	512.65	567,503.55	
GE AEROSPACE	15,576	171.27	2,667,701.52	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	6,563	82.36	540,528.68	
GE VERNOVA INC	3,948	327.39	1,292,535.72	
GEN DIGITAL INC	7,781	29.82	232,029.42	
GENERAC HOLDINGS INC	864	171.35	148,046.40	
GENERAL DYNAMICS CORP	3,704	270.43	1,001,672.72	
GENERAL MILLS INC	7,996	66.14	528,855.44	
GENERAL MOTORS CO	16,145	52.74	851,487.30	
GENUINE PARTS CO	2,001	125.40	250,925.40	
GILEAD SCIENCES INC	17,884	92.34	1,651,408.56	
GLOBAL PAYMENTS INC	3,655	115.76	423,102.80	
GLOBE LIFE INC	1,290	103.65	133,708.50	
GODADDY INC - CLASS A	2,025	204.85	414,821.25	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,536	585.03	2,653,696.08	
HALLIBURTON CO	12,682	29.07	368,665.74	
HARTFORD FINANCIAL	4,209	112.98	475,532.82	
HASBRO INC	1,882	65.36	123,007.52	
HCA HEALTHCARE INC	2,669	316.79	845,512.51	
HENRY SCHEIN INC	1,820	74.73	136,008.60	
HERSHEY CO/THE	2,121	187.19	397,029.99	
HESS CORP	3,970	142.87	567,193.90	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	18,670	21.92	409,246.40	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	3,540	253.72	898,168.80	
HOLOGIC INC	3,337	76.83	256,381.71	
HOME DEPOT INC	14,244	422.59	6,019,371.96	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	9,354	229.08	2,142,814.32	

HORMEL FOODS CORP	4,174	33.55	140,037.70	
HOWMET AEROSPACE INC	5,863	114.08	668,851.04	
HP INC	14,057	34.94	491,151.58	
HUBBELL INC	771	448.59	345,862.89	
HUMANA INC	1,730	285.82	494,468.60	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	1,157	182.28	210,897.96	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	20,864	17.24	359,695.36	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES	563	190.98	107,521.74	
IDEX CORP	1,087	227.95	247,781.65	
IDEXX LABORATORIES INC	1,182	444.72	525,659.04	
ILLINOIS TOOL WORKS	3,881	273.75	1,062,423.75	
INCYTE CORP	2,296	72.48	166,414.08	
INGERSOLL-RAND INC	5,796	101.84	590,264.64	
INSULET CORP	1,007	274.79	276,713.53	
INTEL CORP	61,295	20.16	1,235,707.20	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	8,248	158.41	1,306,565.68	
INTERNATIONAL PAPER CO	4,990	54.76	273,252.40	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	5,395	30.38	163,900.10	
INTL BUSINESS MACHINES CORP	13,232	231.72	3,066,119.04	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3,673	88.55	325,244.15	
INTUIT INC	4,016	647.07	2,598,633.12	
INTUITIVE SURGICAL INC	5,095	538.09	2,741,568.55	
INVESCO LIMITED	6,464	18.45	119,260.80	
IQVIA HOLDINGS INC	2,488	203.20	505,561.60	
JABIL CIRCUIT INC	1,630	132.75	216,382.50	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	1,047	177.27	185,601.69	
JACOBS SOLUTIONS INC	1,799	136.08	244,807.92	
JM SMUCKER CO/THE	1,529	115.00	175,835.00	
JOHNSON & JOHNSON	34,580	149.23	5,160,373.40	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	9,596	82.78	794,356.88	
JP MORGAN CHASE & CO	40,871	242.86	9,925,931.06	
JUNIPER NETWORKS INC	4,728	37.23	176,023.44	
KELLANOVA	3,854	80.70	311,017.80	
KENVUE INC	27,511	22.74	625,600.14	
KEURIG DR PEPPER INC	16,173	33.52	542,118.96	
KEYCORP	13,332	18.41	245,442.12	

KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	2,507	168.90	423,432.30	
KIMBERLY-CLARK CORP	4,838	133.07	643,792.66	
KINDER MORGAN INC	27,738	26.89	745,874.82	
KKR & CO INC	9,688	151.81	1,470,735.28	
KLA CORPORATION	1,931	641.87	1,239,450.97	
KRAFT HEINZ CO/THE	12,679	31.59	400,529.61	
KROGER CO	9,539	60.73	579,303.47	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,725	230.68	628,603.00	
LABCORP HOLDINGS INC	1,206	234.54	282,855.24	
LAM RESEARCH CORP	18,729	75.13	1,407,109.77	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	2,064	75.80	156,451.20	
LAS VEGAS SANDS CORP	5,078	54.88	278,680.64	
LEIDOS HOLDINGS INC	1,935	160.16	309,909.60	
LENNAR CORP CL-A	3,472	161.67	561,318.24	
LINDE PLC	6,905	444.81	3,071,413.05	
LIVE NATION ENTERTAINMENT INC	2,250	134.36	302,310.00	
LKQ CORP	3,782	38.69	146,325.58	
LOCKHEED MARTIN CORP	3,047	512.94	1,562,928.18	
LOEWS CORP	2,617	83.96	219,723.32	
LOWE'S COS INC	8,186	270.11	2,211,120.46	
LULULEMON ATHLETICA INC	1,652	397.10	656,009.20	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,736	77.64	290,063.04	
M & T BANK CORP	2,399	206.99	496,569.01	
MARATHON PETROLEUM CORP	4,808	151.06	726,296.48	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	542	240.07	130,117.94	
MARRIOTT INTL-CL A	3,357	287.67	965,708.19	
MARSH & MCLENNAN COS	7,064	215.59	1,522,927.76	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	878	563.45	494,709.10	
MASCO CORP	3,135	79.35	248,762.25	
MASTERCARD INCORPORATED	11,852	529.01	6,269,826.52	
MATCH GROUP INC	3,705	33.05	122,450.25	
MCCORMICK & COMPANY	3,620	81.94	296,622.80	
MCDONALD'S CORPORATION	10,305	300.71	3,098,816.55	
MCKESSON CORP	1,863	583.96	1,087,917.48	
MEDTRONIC PLC	18,424	83.58	1,539,877.92	
MERCK & CO. INC.	36,412	101.00	3,677,612.00	
META PLATFORMS INC-CLASS A	31,383	619.32	19,436,119.56	

METLIFE INC	8,451	81.74	690,784.74	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	305	1,270.69	387,560.45	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,316	36.52	121,100.32	
MICROCHIP TECHNOLOGY	7,707	61.92	477,217.44	
MICRON TECHNOLOGY INC	15,928	98.10	1,562,536.80	
MICROSOFT CORP	106,775	443.33	47,336,560.75	
MODERNA INC	4,859	41.51	201,697.09	
MOHAWK INDUSTRIES INC	753	130.97	98,620.41	
MOLINA HEALTHCARE INC	842	298.21	251,092.82	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	2,524	61.59	155,453.16	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	19,189	61.75	1,184,920.75	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	700	595.32	416,724.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	10,131	53.01	537,044.31	
MOODY'S CORP	2,250	491.46	1,105,785.00	
MORGAN STANLEY	17,895	126.79	2,268,907.05	
MOSAIC CO/THE	4,577	25.82	118,178.14	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,397	477.02	1,143,416.94	
MSCI INC	1,130	629.01	710,781.30	
NASDAQ INC	5,944	80.43	478,075.92	
NETAPP INC	2,953	121.22	357,962.66	
NETFLIX INC	6,165	913.35	5,630,802.75	
NEWMONT CORP	16,483	41.49	683,879.67	
NEWS CORP - CLASS A	5,435	29.06	157,941.10	
NEWS CORP - CLASS B	1,613	32.19	51,922.47	
NEXTERA ENERGY INC	29,513	74.14	2,188,093.82	
NIKE INC -CL B	17,259	76.74	1,324,455.66	
NISOURCE INC	6,443	36.61	235,878.23	
NORDSON CORP	782	252.87	197,744.34	
NORFOLK SOUTHERN CORP	3,248	256.08	831,747.84	
NORTHERN TRUST CORP	2,897	108.15	313,310.55	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,975	480.18	948,355.50	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDINGS LTD.	6,316	26.40	166,742.40	
NRG ENERGY INC	2,965	93.73	277,909.45	
NUCOR CORP	3,409	140.56	479,169.04	
NVIDIA CORP	353,377	135.07	47,730,631.39	
NVR INC	44	8,857.62	389,735.28	
NXP SEMICONDUCTORS NV	3,659	217.94	797,442.46	

OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	9,672	48.05	464,739.60	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	2,709	205.09	555,588.81	
OMNICOM GROUP	2,810	92.46	259,812.60	
ON SEMICONDUCTOR CORP	6,153	66.34	408,190.02	
ONEOK INC	8,390	104.34	875,412.60	
ORACLE CORP	22,961	177.74	4,081,088.14	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	833	1,266.35	1,054,869.55	
OTIS WORLDWIDE CORP	5,754	100.06	575,745.24	
PACCAR INC	7,530	115.37	868,736.10	
PACKAGING CORP OF AMERICA	1,281	238.23	305,172.63	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	28,928	70.89	2,050,705.92	
PALO ALTO NETWORKS INC	4,651	389.76	1,812,773.76	
PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	8,543	11.20	95,681.60	
PARKER HANNIFIN CORP	1,846	677.93	1,251,458.78	
PAYCHEX INC	4,604	142.39	655,563.56	
PAYCOM SOFTWARE INC	699	235.66	164,726.34	
PAYPAL HOLDINGS INC	14,686	88.76	1,303,529.36	
PENTAIR PLC	2,377	107.87	256,406.99	
PEPSICO INC	19,731	159.84	3,153,803.04	
PFIZER INC	81,402	25.57	2,081,449.14	
PG&E CORPORATION	31,405	19.88	624,331.40	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	22,335	128.98	2,880,768.30	
PHILLIPS 66	6,013	125.62	755,353.06	
PINNACLE WEST CAPITAL	1,631	90.25	147,197.75	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	5,710	204.44	1,167,352.40	
POOL CORP	550	375.10	206,305.00	
PPG INDUSTRIES INC	3,351	125.42	420,282.42	
PPL CORPORATION	10,598	32.92	348,886.16	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,061	80.74	247,145.14	
PROCTER & GAMBLE CO	33,816	172.28	5,825,820.48	
PROGRESSIVE CORP	8,413	247.27	2,080,282.51	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,128	121.24	621,718.72	
PTC INC	1,726	198.35	342,352.10	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	7,156	86.38	618,135.28	
PULTEGROUP INC	2,981	125.34	373,638.54	
QORVO INC	1,363	68.60	93,501.80	
QUALCOMM INC	16,003	156.46	2,503,829.38	
QUANTA SERVICES INC	2,116	319.90	676,908.40	

QUEST DIAGNOSTICS INC	1,599	158.46	253,377.54	
RALPH LAUREN CORP	575	227.45	130,783.75	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,663	160.91	428,503.33	
REGENERON PHARMACEUTICALS, INC.	1,524	778.50	1,186,434.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	13,146	25.33	332,988.18	
REPUBLIC SERVICES INC	2,933	211.69	620,886.77	
RESMED INC	2,111	245.22	517,659.42	
REVVITY INC	1,772	117.84	208,812.48	
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,630	293.70	478,731.00	
ROLLINS INC	4,035	49.13	198,239.55	
ROPER TECHNOLOGIES INC	1,540	549.47	846,183.80	
ROSS STORES INC	4,792	155.77	746,449.84	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3,402	245.66	835,735.32	
RTX CORPORATION	19,109	117.61	2,247,409.49	
S&P GLOBAL INC	4,600	512.15	2,355,890.00	
SALESFORCE INC	13,920	348.82	4,855,574.40	
SCHLUMBERGER LTD	20,398	40.87	833,666.26	
SCHWAB (CHARLES) CORP	21,460	82.32	1,766,587.20	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	3,016	97.59	294,331.44	
SEMPRA	9,095	88.55	805,362.25	
SERVICENOW INC	2,959	1,127.84	3,337,278.56	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,334	371.60	1,238,914.40	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,294	87.64	201,046.16	
SMITH (A.O.)CORP	1,723	72.98	125,744.54	
SMURFIT WESTROCK PLC	7,088	53.43	378,711.84	
SNAP-ON INC	757	354.78	268,568.46	
SOLVENTUM CORP	1,985	69.72	138,394.20	
SOUTHERN CO	15,707	84.39	1,325,513.73	
SOUTHWEST AIRLINES CO	8,607	33.44	287,818.08	
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,212	83.90	185,586.80	
STARBUCKS CORP	16,278	98.16	1,597,848.48	
STATE STREET CORP	4,290	100.03	429,128.70	
STEEL DYNAMICS INC	2,061	135.29	278,832.69	
STERIS PLC	1,417	214.22	303,549.74	
STRYKER CORP	4,925	382.68	1,884,699.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	7,234	40.54	293,266.36	
SYNCHRONY FINANCIAL	5,677	66.87	379,620.99	

SYNOPSYS INC	2,201	505.32	1,112,209.32	
SYSCO CORPORATION	7,064	80.82	570,912.48	
T ROWE PRICE GROUP	3,198	123.03	393,449.94	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,342	185.36	434,113.12	
TAPESTRY INC	3,307	61.39	203,016.73	
TARGA RESOURCES CORP	3,147	185.34	583,264.98	
TARGET CORP	6,646	135.05	897,542.30	
TE CONNECTIVITY PLC	4,366	150.25	655,991.50	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	672	471.02	316,525.44	
TELEFLEX INC	677	186.52	126,274.04	
TERADYNE INC	2,344	117.03	274,318.32	
TESLA INC	39,857	400.99	15,982,258.43	
TEXAS INSTRUMENTS INC	13,116	190.18	2,494,400.88	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	271	1,296.09	351,240.39	
TEXTRON INC	2,691	82.07	220,850.37	
THE CAMPBELL'S COMPANY	2,831	43.54	123,261.74	
THE CIGNA GROUP	4,016	311.37	1,250,461.92	
THE WALT DISNEY CO.	26,052	114.73	2,988,945.96	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,487	535.85	2,940,208.95	
TJX COMPANIES INC	16,235	127.20	2,065,092.00	
T-MOBILE US INC	7,040	233.50	1,643,840.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,550	284.71	441,300.50	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	3,242	397.42	1,288,435.64	
TRANSDIGM GROUP INC	806	1,261.57	1,016,825.42	
TRAVELERS COS INC/THE	3,274	247.65	810,806.10	
TRIMBLE INC	3,508	74.12	260,012.96	
TRUIST FINANCIAL CORP	19,237	46.46	893,751.02	
TYLER TECHNOLOGIES INC	613	617.44	378,490.72	
TYSON FOODS INC-CL A	4,106	62.40	256,214.40	
UBER TECHNOLOGIES INC	30,180	64.96	1,960,492.80	
ULTA BEAUTY INC	685	411.92	282,165.20	
UNION PACIFIC CORP	8,751	237.09	2,074,774.59	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	4,724	96.53	456,007.72	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	10,522	130.22	1,370,174.84	
UNITED RENTALS INC	957	796.02	761,791.14	
UNITEDHEALTH GROUP INC	13,265	565.19	7,497,245.35	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	854	191.70	163,711.80	

	US BANCORP	22,416	51.57	1,155,993.12	
	VALERO ENERGY	4,602	132.32	608,936.64	
	VERALTO CORP	3,550	106.39	377,684.50	
	VERISIGN INC	1,206	200.53	241,839.18	
	VERISK ANALYTICS INC	2,046	286.68	586,547.28	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	60,469	42.30	2,557,838.70	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,708	469.22	1,739,867.76	
	VIATRIS INC	17,145	12.51	214,483.95	
	VISA INC-CLASS A SHARES	23,996	312.38	7,495,870.48	
	VISTRA CORP	4,935	141.52	698,401.20	
	VULCAN MATERIALS CO	1,897	276.31	524,160.07	
	WABTEC CORP	2,516	202.87	510,420.92	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	10,293	10.42	107,253.06	
	WALMART INC	62,394	94.55	5,899,352.70	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	32,052	10.89	349,046.28	
	WASTE MANAGEMENT INC	5,246	216.08	1,133,555.68	
	WATERS CORP	853	390.35	332,968.55	
	WEC ENERGY GROUP INC	4,540	97.15	441,061.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	48,895	72.05	3,522,884.75	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	1,042	319.27	332,679.34	
	WESTERN DIGITAL CORP	4,691	68.82	322,834.62	
	WILLIAMS COS INC	17,510	54.55	955,170.50	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,459	307.65	448,861.35	
	WR BERKLEY CORP	4,319	61.29	264,711.51	
	WW GRAINGER INC	638	1,157.51	738,491.38	
	WYNN RESORTS LTD	1,343	94.95	127,517.85	
	XCEL ENERGY INC	8,008	69.15	553,753.20	
	XYLEM INC	3,489	128.57	448,580.73	
	YUM! BRANDS INC	4,039	138.22	558,270.58	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	741	401.78	297,718.98	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,925	108.40	317,070.00	
	ZOETIS INC	6,508	176.71	1,150,028.68	
米ドル 小計		4,948,868		718,622,841.00 (109,130,064,635)	
合　計		4,948,868		109,130,064,635 (109,130,064,635)	

②株式以外の有価証券

通　貨	種類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	2,236	233,662.00	
		AMERICAN TOWER CORP	6,710	1,338,846.30	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,040	459,102.00	
		BXP INC	2,087	169,443.53	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,532	186,796.76	
		CROWN CASTLE INC	6,243	627,796.08	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,421	821,023.91	
		EQUINIX INC	1,364	1,311,786.08	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,901	357,282.90	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	922	274,414.86	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	3,044	488,196.72	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	1,081	121,893.56	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	10,110	216,758.40	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	10,091	192,435.37	
		INVITATION HOMES INC	8,184	272,609.04	
		IRON MOUNTAIN INC	4,214	472,052.28	
		KIMCO REALTY CORP	9,684	239,485.32	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	1,679	266,222.24	
		PROLOGIS INC	13,301	1,505,008.15	
		PUBLIC STORAGE	2,263	742,241.37	
		REALTY INCOME CORP	12,510	697,807.80	
		REGENCY CENTERS CORP	2,346	174,378.18	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,544	335,634.72	
		SIMON PROPERTY	4,402	788,970.46	
		UDR INC	4,311	191,839.50	
		VENTAS INC	5,935	362,925.25	
		VICI PROPERTIES INC	15,043	472,951.92	
		WELLTOWER INC	8,313	1,074,621.51	
		WEYERHAEUSER CO	10,448	323,052.16	
米ドル 小計			160,959	14,719,238.37 (2,235,263,538)	
合　計			160,959	2,235,263,538 (2,235,263,538)	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式	474銘柄	94.8%	－	98.0%
	投資証券	29銘柄	－	1.9%	2.0%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2023年12月11日現在	2024年12月11日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	39,438,889	56,453,519
コール・ローン	165,265,778	24,893,568
投資証券	6,672,769,856	7,148,290,974
派生商品評価勘定	-	4,763
未収入金	-	1,144,900
未収配当金	11,795,790	20,873,826
未収利息	-	155
流動資産合計	6,889,270,313	7,251,661,705
資産合計	6,889,270,313	7,251,661,705
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	48,074	-
未払解約金	162,614,578	2,888,002
未払利息	44	-
流動負債合計	162,662,696	2,888,002
負債合計	162,662,696	2,888,002
純資産の部		
元本等		
元本	3,614,579,625	3,112,095,259
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,112,027,992	4,136,678,444
元本等合計	6,726,607,617	7,248,773,703
純資産合計	6,726,607,617	7,248,773,703
負債純資産合計	6,889,270,313	7,251,661,705

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
５.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2023年12月11日現在）	（2024年12月11日現在）
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項目		2023年12月11日現在	2024年12月11日現在
１．	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年12月13日	2023年12月12日
	同期首元本額	2,888,389,097円	3,614,579,625円
	同期中追加設定元本額	1,627,606,758円	642,496,788円
	同期中一部解約元本額	901,416,230円	1,144,981,154円
	元本の内訳		
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）	324,976,149円	240,754,353円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）	2,817,507,714円	2,352,225,885円
	ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）	192,830,177円	238,211,063円
	ＮＺＡＭ・ベータ　米国ＲＥＩＴ	279,265,585円	280,903,958円
	合計	3,614,579,625円	3,112,095,259円
２．	本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,614,579,625口	3,112,095,259口
３．	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.8610円 (18,610円)	2.3292円 (23,292円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年12月13日 至 2023年12月11日	自 2023年12月12日 至 2024年12月11日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月11日現在	2024年12月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

(自 2022年12月13日 至 2023年12月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	332,784,266
合計	332,784,266

(自 2023年12月12日 至 2024年12月11日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	19,283,559
合計	19,283,559

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（2023年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,200,000	－	5,248,074	△48,074
合計		5,200,000	－	5,248,074	△48,074

（2024年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	1,900,000	－	1,904,763	4,763
合計		1,900,000	－	1,904,763	4,763

（注）時価の算定方法

1.対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2.対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通　貨	種類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	ACADIA REALTY TRUST	4,158	103,700.52	
		AGREE REALTY CORP	3,964	293,336.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,867	55,390.44	
		ALEXANDER'S INC	85	18,193.40	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITIES	6,146	642,257.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	457	7,979.22	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,875	52,143.75	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	5,884	163,928.24	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	12,422	466,694.54	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	10,321	233,873.86	
		APARTMENT INVT & MGMT CO-A	5,143	44,898.39	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	8,839	143,722.14	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,680	29,399.60	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,607	1,261,855.35	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,305	8,044.45	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	6,801	38,017.59	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	11,897	347,273.43	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	7,442	126,737.26	
		BRT APARTMENTS CORP	452	8,655.80	
		BXP INC	5,736	465,705.84	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	4,210	513,325.30	
		CARETRUST REIT INC	6,633	191,229.39	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	571	17,478.31	
		CENTERSPACE	604	42,153.16	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,931	19,058.97	
		CITY OFFICE REIT INC	1,585	9,129.60	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	989	18,375.62	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	4,438	144,190.62	
		COUSINS PROPERTIES INC	6,006	180,900.72	

CTO REALTY GROWTH INC	803	16,405.29	
CUBESMART	8,891	416,721.17	
CURBLINE PROPERTIES CORP	3,723	89,500.92	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	8,182	79,610.86	
DIGITAL REALTY TRUST INC	12,150	2,256,376.50	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	8,548	21,626.44	
DOUGLAS EMMETT INC	6,609	128,545.05	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	3,822	44,526.30	
EASTGROUP PROPERTIES INC	1,921	327,050.25	
ELME COMMUNITIES	3,475	57,407.00	
EMPIRE STATE REALTY TRUST INC-A	5,310	59,525.10	
EPR PROPERTIES	2,989	133,219.73	
EQUINIX INC	3,748	3,604,526.56	
EQUITY COMMONWEALTH	4,237	6,482.61	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	7,364	508,116.00	
EQUITY RESIDENTIAL	13,469	981,890.10	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	6,922	224,757.34	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,535	754,492.05	
EXTRA SPACE STORAGE INC	8,367	1,341,899.46	
FARMLAND PARTNERS INC	1,698	20,953.32	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,970	334,897.20	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	5,225	273,163.00	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,658	107,179.40	
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	3,189	5,740.20	
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC.	10,833	538,833.42	
GETTY REALTY CORP	1,968	63,664.80	
GLADSTONE COMMERCILA CORP	1,679	28,324.73	
GLADSTONE LAND CORPORATION	1,316	15,173.48	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,434	20,883.72	
GLOBAL NET LEASE INC	7,813	55,941.08	
HEALTHCARE REALTY TRUST INCORPORATED-A	14,332	252,529.84	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC.	27,784	595,688.96	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	4,185	128,437.65	
HOST HOTELS AND RESORTS INC	27,732	528,849.24	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	5,568	18,986.88	

INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	8,872	187,465.36	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES TRUST	2,318	8,576.60	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	1,119	119,005.65	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,998	93,177.84	
INVITATION HOMES INC	22,492	749,208.52	
IRON MOUNTAIN INC	11,581	1,297,303.62	
JBG SMITH PROPERTIES	3,415	55,835.25	
KILROY REALTY CORP	4,171	169,592.86	
KIMCO REALTY CORP	26,613	658,139.49	
KITE REALTY GROUP TRUST	8,672	229,894.72	
LAMAR ADVERTIS-A	3,469	448,957.98	
LINEAGE INC	2,345	146,843.90	
LTC PROPERTIES INC	1,717	64,696.56	
LXP INDUSTRIAL TRUST	11,620	106,904.00	
MACERICH CO/THE	9,317	198,731.61	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	23,690	97,129.00	
MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	4,614	731,595.84	
MODIV INDUSTRIAL	341	5,404.85	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES TRUST	2,758	118,097.56	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,715	127,424.50	
NET LEASE OFFICE PROPERTY	584	18,571.20	
NETSTREIT CORP	3,055	47,230.30	
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL	1,380	7,797.00	
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST	873	39,896.10	
NNN REIT INC	7,251	307,442.40	
OFFICE PROPERTIES INCOME TRUST	1,984	2,757.76	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	10,179	399,729.33	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	615	17,927.25	
ORION OFFICE REIT INC	2,010	8,140.50	
OUTFRONT MEDIA INC	5,439	102,361.98	
PARAMOUNT GROUP INC	7,211	35,117.57	
PARK HOTELS & RESORTS INC	8,248	128,751.28	
PEAKSTONE REALTY TRUST	1,436	18,380.80	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	4,757	71,069.58	
PHILLIPS EDISON & COMPANY INC	4,836	188,700.72	

PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	4,895	44,985.05	
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,559	29,355.97	
POSTAL REALTY TRUST INC-A	855	11,824.65	
PROLOGIS INC	36,554	4,136,085.10	
PUBLIC STORAGE	6,219	2,039,769.81	
REALTY INCOME CORP	34,381	1,917,772.18	
REGENCY CENTERS CORP	6,449	479,354.17	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS	5,032	87,858.72	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	8,648	356,297.60	
RLJ LODGING TRUST	6,055	64,122.45	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	2,365	277,840.20	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	9,248	165,909.12	
SAFEHOLD INC	1,805	37,399.60	
SAUL CENTERS INC	476	19,220.88	
SERVICE PROPERTIES TRUST	6,549	18,337.20	
SIMON PROPERTY	12,099	2,168,503.77	
SITE CENTERS CORP	1,861	28,603.57	
SL GREEN REALTY CORP	2,759	204,579.85	
STAG INDUSTRIAL INC	7,189	259,307.23	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	4,277	29,468.53	
SUN COMMUNITIES INC	4,627	568,380.68	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	8,028	98,262.72	
TANGER INC	4,317	153,253.50	
TERRENO REALTY CORP	3,825	240,133.50	
UDR INC	11,849	527,280.50	
UMH PROPERTIES INC	2,700	52,542.00	
UNITI GROUP INC	9,639	56,098.98	
UNIVERSAL HEALTH REALTY INCOME TRUST	503	20,592.82	
URBAN EDGE PROPERTIES	4,790	107,775.00	
VENTAS INC	16,311	997,417.65	
VERIS RESIDENTIAL INC	3,189	56,094.51	
VICI PROPERTIES INC	41,341	1,299,761.04	
VORNADO REALTY TRUST	6,542	293,474.12	
WELLTOWER INC	22,846	2,953,302.42	
WHITESTONE REIT	1,739	25,006.82	
WP CAREY INC	8,640	482,371.20	

		XENIA HOTELS & RESORTS INC	4,025	65,808.75	
米ドル 小計			895,378	47,071,585.50 (7,148,290,974)	
合　計			895,378	7,148,290,974 (7,148,290,974)	

(注1)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注4)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券　136銘柄	98.6%	100.0%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

(1)　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年12月12日から2025年 6月11日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2024年12月11日現在	当中間計算期間末 2025年 6月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,624,459	4,504,820
親投資信託受益証券	1,114,641,167	1,158,783,512
未収入金	2,704,900	63,400
未収利息	35	58
流動資産合計	1,122,970,561	1,163,351,790
資産合計	1,122,970,561	1,163,351,790
負債の部		
流動負債		
未払金	5,073,700	-
未払解約金	297,733	1,175,990
未払受託者報酬	166,361	183,097
未払委託者報酬	1,885,426	2,075,048
その他未払費用	30,036	18,252
流動負債合計	7,453,256	3,452,387
負債合計	7,453,256	3,452,387
純資産の部		
元本等		
元本	537,799,034	592,015,753
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	577,718,271	567,883,650
（分配準備積立金）	301,396,602	283,853,382
元本等合計	1,115,517,305	1,159,899,403
純資産合計	1,115,517,305	1,159,899,403
負債純資産合計	1,122,970,561	1,163,351,790

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自　2023年12月12日 至　2024年 6月11日	当中間計算期間 自　2024年12月12日 至　2025年 6月11日
営業収益		
受取利息	340	5,361
有価証券売買等損益	142,932,464	△60,654,155
営業収益合計	142,932,804	△60,648,794
営業費用		
支払利息	36	-
受託者報酬	135,260	183,097
委託者報酬	1,532,874	2,075,048
その他費用	13,468	18,252
営業費用合計	1,681,638	2,276,397
営業利益又は営業損失（△）	141,251,166	△62,925,191
経常利益又は経常損失（△）	141,251,166	△62,925,191
中間純利益又は中間純損失（△）	141,251,166	△62,925,191
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	5,564,166	△2,451,260
期首剰余金又は期首欠損金（△）	264,339,202	577,718,271
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,867,543	86,800,717
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,867,543	86,800,717
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,775,514	36,161,407
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,775,514	36,161,407
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	431,118,231	567,883,650

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 2024年12月11日現在	当中間計算期間末 2025年 6月11日現在
１.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	456,931,286円	537,799,034円
	期中追加設定元本額	149,634,109円	87,936,641円
	期中一部解約元本額	68,766,361円	33,719,922円
２.	中間計算期間の末日における受益権の総数	537,799,034口	592,015,753口
３.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.0742円 (20,742円)	1.9592円 (19,592円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年12月11日現在	当中間計算期間末 2025年 6月11日現在
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド」受益証券及び「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。
なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年12月11日現在	2025年 6月11日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,518,560,219	4,481,207,249
コール・ローン	238,398,296	278,109,121
株式	109,130,064,635	128,833,992,213
投資証券	2,235,263,538	2,592,091,716
派生商品評価勘定	3,098,543	373,344,405
未収入金	3,928,800	-
未収配当金	91,182,493	107,771,663
未収利息	1,485	3,638
差入委託証拠金	1,088,696,835	1,324,808,590
流動資産合計	115,309,194,844	137,991,328,595
資産合計	115,309,194,844	137,991,328,595
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,713,714	10,871
未払解約金	137,034,105	139,927,805
流動負債合計	152,747,819	139,938,676
負債合計	152,747,819	139,938,676
純資産の部		
元本等		
元本	34,709,825,099	43,264,644,642
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	80,446,621,926	94,586,745,277
元本等合計	115,156,447,025	137,851,389,919
純資産合計	115,156,447,025	137,851,389,919
負債純資産合計	115,309,194,844	137,991,328,595

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
５.その他	外貨建取引等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年12月11日現在	2025年 6月11日現在
１．	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年12月12日	2024年12月12日
	同期首元本額	21,919,670,882円	34,709,825,099円
	同期中追加設定元本額	21,336,477,971円	12,279,604,007円
	同期中一部解約元本額	8,546,323,754円	3,724,784,464円
	元本の内訳		
	農林中金＜パートナーズ＞つみたて米国株式　Ｓ＆Ｐ５００	11,846,750,995円	15,260,708,094円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）	173,509,215円	168,678,178円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）	1,730,168,790円	1,826,246,222円
	農林中金＜パートナーズ＞米国株式S&P500インデックスファンド	17,256,228,660円	20,988,352,797円
	ＮＺＡＭ・ベータ　Ｓ＆Ｐ５００	878,816,663円	979,862,017円
	ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）	168,731,338円	181,729,702円
	NZAM 上場投信 S&P500（為替ヘッジあり）	2,655,619,438円	3,855,589,132円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジなし）	－円	208,753円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジなし）	－円	3,269,747円
	合計	34,709,825,099円	43,264,644,642円
２．	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	34,709,825,099口	43,264,644,642口
３．	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	3.3177円 (33,177円)	3.1862円 (31,862円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在	2025年 6月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

（2024年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,823,198,886	－	3,810,461,628	△12,737,258
合計		3,823,198,886	－	3,810,461,628	△12,737,258

（2025年 6月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	6,154,098,047	－	6,527,409,135	373,311,088
合計		6,154,098,047	－	6,527,409,135	373,311,088

（注）時価の算定方法

1.先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

2.先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(通貨関連)

（2024年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	48,700,000	－	48,822,087	122,087
合計		48,700,000	－	48,822,087	122,087

（2025年 6月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	12,800,000	－	12,822,446	22,446
合計		12,800,000	－	12,822,446	22,446

（注）時価の算定方法

1.対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2.対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

「S&P米国REITインデックス・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

	2024年12月11日現在	2025年 6月11日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	56,453,519	70,224,623
コール・ローン	24,893,568	17,199,785
投資証券	7,148,290,974	7,506,576,212
派生商品評価勘定	4,763	-
未収入金	1,144,900	-
未収配当金	20,873,826	10,189,701
未収利息	155	225
流動資産合計	7,251,661,705	7,604,190,546
資産合計	7,251,661,705	7,604,190,546
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,888,002	466,450
流動負債合計	2,888,002	466,450
負債合計	2,888,002	466,450
純資産の部		
元本等		
元本	3,112,095,259	3,510,693,286
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,136,678,444	4,093,030,810
元本等合計	7,248,773,703	7,603,724,096
純資産合計	7,248,773,703	7,603,724,096
負債純資産合計	7,251,661,705	7,604,190,546

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	**投資証券** **移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。** **時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。**
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	**為替予約取引** **原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。**
３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	**信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。**
４.収益及び費用の計上基準	**受取配当金** **原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。** **有価証券売買等損益** **約定日基準で計上しております。** **派生商品取引等損益** **約定日基準で計上しております。**
５.その他	**外貨建取引等の会計処理** **「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。**

（貸借対照表に関する注記）

項目		2024年12月11日現在	2025年 6月11日現在
１．	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年12月12日	2024年12月12日
	同期首元本額	3,614,579,625円	3,112,095,259円
	同期中追加設定元本額	642,496,788円	664,905,749円
	同期中一部解約元本額	1,144,981,154円	266,307,722円
	元本の内訳		
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジあり）	240,754,353円	250,522,233円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジあり）	2,352,225,885円	2,704,535,079円
	ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）	238,211,063円	267,674,563円
	ＮＺＡＭ・ベータ　米国ＲＥＩＴ	280,903,958円	282,864,402円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（安定運用コース）（為替ヘッジなし）	－円	308,437円
	農林中金＜パートナーズ＞日米６資産分散ファンド（資産形成コース）（為替ヘッジなし）	－円	4,788,572円
	合計	3,112,095,259円	3,510,693,286円
２．	本書における開示対象ファンドの中間計算期間の末日における受益権の総数	3,112,095,259口	3,510,693,286口
３．	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.3292円 (23,292円)	2.1659円 (21,659円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年12月11日現在	2025年 6月11日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 為替予約取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

（2024年12月11日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,900,000	－	1,904,763	4,763
合計		1,900,000	－	1,904,763	4,763

（注）時価の算定方法

1.対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。

2.対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（2025年 6月11日現在）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）

（2025年 7月31日現在）

Ⅰ　資産総額	1,244,012,897円
Ⅱ　負債総額	15,508,783円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,228,504,114円
Ⅳ　発行済口数	595,687,864口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	20,623円

（参考）

Ｓ＆Ｐ５００インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

（2025年 7月31日現在）

Ⅰ　資産総額	156,126,128,722円
Ⅱ　負債総額	5,240,317,478円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	150,885,811,244円
Ⅳ　発行済口数	43,554,602,742口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	34,643円

Ｓ＆Ｐ米国ＲＥＩＴインデックス・マザーファンド

純資産額計算書

（2025年 7月31日現在）

Ⅰ　資産総額	7,583,475,742円
Ⅱ　負債総額	24,240,616円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,559,235,126円
Ⅳ　発行済口数	3,423,327,478口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	22,082円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

①　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2025年７月31日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、Ａ種優先株式１株、Ｂ種優先株式１株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、Ａ種優先株式１株、Ｂ種優先株式１株）

最近５年間における資本金の額の増減

・2021年９月３日に普通株式9,072株を消却、またＡ種優先株式１株およびＢ種優先株式１株を発行し２円増資。2021年９月８日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）Ａ種優先株式およびＢ種優先株式は議決権を有しません。

（２）委託会社等の機構

ａ．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長１名を置くとともに、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の３日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

ｂ．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

①　運用に関する会議等

１．投資戦略委員会

原則として月１回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

２．資産ポートフォリオ委員会

原則として月１回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

３．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

４．運用リスク管理会議

原則として月１回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

５．プロダクトガバナンス会議

原則として年４回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

６．コンプライアンス委員会

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

１．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

２．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

３．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年７月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	262本	3,335,561百万円
公社債投資信託	55本	220,033百万円
合計	317本	3,555,595百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度（2024年3月31日）金額（千円）		当事業年度（2025年3月31日）金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	※１		18,932,059		16,704,152
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			―		2,988
前払費用			486,689		514,878
未収委託者報酬			1,872,842		1,736,116
未収運用受託報酬	※１		2,465,487		1,854,222
未収投資助言報酬	※１		778,017		708,929
その他			76,272		440,127
流動資産計			24,711,369		22,061,414
固定資産					
有形固定資産			790,471		792,130
建物	※２	563,553		557,557	
器具備品	※２	226,917		234,572	
無形固定資産			4,929		4,258
商標権		2,534		1,864	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,510,178		1,702,118
投資有価証券		705,848		879,276	
長期差入保証金		367,019		361,748	
長期前払費用		7,346		10,524	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		423,264		443,869	
固定資産計			2,305,579		2,498,508
資産合計			27,016,949		24,559,922

区分	注記番号	前事業年度 （2024年3月31日） 金額 （千円）		当事業年度 （2025年3月31日） 金額 （千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			954,088		745,435
未払金			1,425,701		1,337,144
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		344,712		376,862	
未払運用委託料		1,068,239		947,419	
その他未払金		9,603		9,716	
未払費用			271,162		296,313
未払法人税等			1,627,180		613,191
未払消費税等			152,836		139,479
賞与引当金			441,655		458,842
流動負債計			4,872,626		3,590,408
固定負債					
退職給付引当金			321,281		325,011
役員退任慰労引当金			28,500		23,200
固定負債計			349,781		348,211
負債合計			5,222,407		3,938,619
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		19,844,054		18,711,133	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		11,305,932		10,173,012	
利益剰余金計			20,210,654		19,077,733
株主資本計			21,677,054		20,544,133
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			117,488		77,169
評価・換算差額等計			117,488		77,169
純資産合計			21,794,542		20,621,303
負債純資産合計			27,016,949		24,559,922

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日） 金額（千円）		当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日） 金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			7,930,871		7,415,109
運用受託報酬			8,360,110		7,089,765
投資助言報酬			8,342,763		6,188,291
その他営業収益			－		10
営業収益計	※１		24,633,744		20,693,175
営業費用					
支払手数料			1,347,902		1,380,532
広告宣伝費			86,891		103,122
調査費			1,394,550		1,608,111
調査費		1,340,904		1,563,042	
委託調査費		50,178		42,689	
図書費		3,467		2,378	
委託計算費			426,485		421,735
外部運用委託料			3,886,146		3,383,973
営業雑経費			202,297		217,346
通信費		63,931		77,575	
印刷費		73,495		82,139	
協会費		18,309		17,422	
諸会費		2,156		2,147	
その他営業雑経費		44,404		38,061	
営業費用計			7,344,273		7,114,821
一般管理費					
給料			2,854,618		3,052,483
役員報酬		104,382		108,399	
役員賞与		275		－	
給料・手当		1,861,664		2,097,110	
賞与		436,683		376,031	
賞与引当金繰入額		441,912		458,842	
役員退任慰労引当金繰入額		9,700		12,100	
福利厚生費			361,825		396,902
交際費			12,822		14,527
旅費交通費			87,097		107,730
租税公課			202,480		168,643
不動産賃借料			431,035		440,141
役員退任慰労金			－		1,200
退職給付費用			113,823		119,350
固定資産減価償却費			103,935		117,965
業務委託費			677,733		812,212
諸経費			417,134		437,082
一般管理費計			5,262,506		5,668,239
営業利益			12,026,964		7,910,114

区分	注記番号	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日） 金額 （千円）		当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日） 金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			66,806		58,724
有価証券利息			433		―
受取利息			105		6,401
投資有価証券売却益			164		―
投資有価証券償還益			―		86
その他			1,572		2,379
営業外収益計			69,082		67,591
営業外費用					
支払利息			―		790
投資有価証券償還損			―		5,821
その他			312		1,761
営業外費用計			312		8,374
経常利益			12,095,733		7,969,332
特別損失					
固定資産除却損	※２		737		532
有価証券評価損			17,814		―
特別損失計			18,551		532
税引前当期純利益			12,077,181		7,968,799
法人税、住民税及び事業税			3,612,954		2,385,816
法人税等調整額			63,989		△4,287
法人税等合計			3,676,944		2,381,529
当期純利益			8,400,237		5,587,270

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023年4月１日　至　2024年3月31日)

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,127,103	19,031,825	20,498,225
当期変動額						
剰余金の配当				△7,221,408	△7,221,408	△7,221,408
当期純利益				8,400,237	8,400,237	8,400,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	―	―	―	1,178,829	1,178,829	1,178,829
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054

（単位：千円）

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	62,336	62,336	20,560,561
当期変動額			
剰余金の配当			△7,221,408
当期純利益			8,400,237
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	55,151	55,151	55,151
当期変動額合計	55,151	55,151	1,233,980
当期末残高	117,488	117,488	21,794,542

当事業年度(自　2024年4月１日　至　2025年3月31日)

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合　計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当期変動額						
剰余金の配当				△6,720,190	△6,720,190	△6,720,190
当期純利益				5,587,270	5,587,270	5,587,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	―	―	―	△1,132,920	△1,132,920	△1,132,920
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133

（単位：千円）

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当期変動額			
剰余金の配当			△6,720,190
当期純利益			5,587,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40,318	△40,318	△40,318
当期変動額合計	△40,318	△40,318	△1,173,238
当期末残高	77,169	77,169	20,621,303

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　　10年

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
※１　関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金　18,671,963千円 未収運用受託報酬　1,593,256千円 未収投資助言報酬　609,237千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　18,579千円 器具備品　204,430千円 合計　223,009千円	※１　関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金　16,419,140千円 未収運用受託報酬　801,153千円 未収投資助言報酬　525,024千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　35,150千円 器具備品　238,216千円 合計　273,367千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自　2023年4月　1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月　1日 至　2025年3月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益　12,563,442千円 ※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　737千円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益　8,801,341千円 ※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　532千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2023年4月1日　　至　2024年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
A種優先株式（株）	1	－	－	1
B種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

２．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2023年6月26日定時株主総会	A種優先株式	6,401,056	6,401,056	2023年3月31日	2023年6月27日
	B種優先株式	820,352	820,352	2023年3月31日	2023年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月24日定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	利益剰余金	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	利益剰余金	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

当事業年度（自　2024年4月1日　　至　2025年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
A種優先株式（株）	1	－	－	1
B種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

２．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月24日定時株主総会	A種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	B種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2025年6月30日定時株主総会	A種優先株式	3,744,811	利益剰余金	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	B種優先株式	725,004	利益剰余金	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

（リース取引関係）

前事業年度 2024年3月31日	当事業年度 2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	704,161	704,161	－
資産計	704,161	704,161	－

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

当事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）	880,577	880,577	－
資産計	880,577	880,577	－

(*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*1) 市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	―	880,577	―	880,577
資産計	―	880,577	―	880,577

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

４．金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18,932,059	―	―	―
未収委託者報酬	1,872,842	―	―	―
未収運用受託報酬	2,465,487	―	―	―
未収投資助言報酬	778,017	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	―	―	140,214	―
合計	24,048,407	―	140,214	―

当事業年度(2025年3月31日)　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,704,152	―	―	―
未収委託者報酬	1,736,116	―	―	―
未収運用受託報酬	1,854,222	―	―	―
未収投資助言報酬	708,929	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	2,988	30,675	119,570	20,051
合計	21,006,408	30,675	119,570	20,051

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日） **（単位：千円）**

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	587,603	400,805	186,798
	小計	587,603	400,805	186,798
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	116,557	134,016	△17,458
	小計	116,557	134,016	△17,458
合計		704,161	534,821	169,339

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2025年3月31日） **（単位：千円）**

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	550,136	416,805	133,331
	小計	550,136	416,805	133,331
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	330,441	351,068	△20,626
	小計	330,441	351,068	△20,626
合計		880,577	767,873	112,704

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,164	164	－
合計	10,164	164	－

当事業年度（自 2024年4月1日　至 2025年3月31日）

該当事項はありません

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	284,250	321,281
退職給付費用	50,391	49,445
退職給付の支払額	13,360	45,715
退職給付引当金の期末残高	321,281	325,011

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表　（単位：千円）

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	321,281	325,011
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321,281	325,011
退職給付引当金	321,281	325,011
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321,281	325,011

(3) 退職給付費用　（単位：千円）

	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	50,391	49,445

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （2024年3月31日）		当事業年度 （2025年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
ソフトウェア償却超過額	129,397	ソフトウェア償却超過額	173,635
敷金償却否認	1,714	敷金償却否認	3,426
会員権評価損否認	2,591	会員権評価損否認	2,667
電話加入権評価損	1,395	電話加入権評価損	1,436
繰延資産償却超過額	5,300	繰延資産償却超過額	7,882
賞与引当金	135,235	賞与引当金	140,497
役員退任慰労引当金	8,726	役員退任慰労引当金	7,312
退職給付引当金	98,376	退職給付引当金	102,242
投資有価証券減損	5,454	投資有価証券減損	―
その他有価証券評価差額金	5,345	その他有価証券評価差額金	6,491
未払事業税	83,444	未払事業税	36,758
その他	3,479	その他	3,544
繰延税金資産小計	480,462	繰延税金資産小計	485,895
評価性引当額	―	評価性引当額	―
繰延税金資産合計	480,462	繰延税金資産合計	485,895
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△57,197	その他有価証券評価差額金	△42,025
繰延税金負債合計	△57,197	繰延税金負債合計	△42,025
繰延税金資産の純額	423,264	繰延税金資産の純額	443,869
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

（収益認識に関する注記）

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。

１．　委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

２．　運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

３．　投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
21,763,842	2,869,902	24,633,744

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13,144,143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2,259,461	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
17,087,895	3,605,280	20,693,175

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	9,253,165	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	2,954,790	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,768,075	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年4月1日　　至 2024年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	4,374,116	未収投資一任報酬	1,593,256
							投資助言報酬の受取(注1)	8,189,326	未収投資助言報酬	609,237

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注1)	2,780,236	未収投資一任報酬	801,153
							投資助言報酬の受取(注1)	6,021,105	未収投資助言報酬	525,024

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	農林中金バリューインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	―	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託	786,741	未払運用委託料	311,277

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
１株当たり純資産額	347,655円80銭	346,281円04銭
１株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
純資産の部の合計額（千円）	21,794,542	20,621,303
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	11,598,492	10,465,572
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	(8,400,237)	(5,587,270)
（うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）	(3,198,255)	(4,878,302)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,196,049	10,155,730
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	29,328	29,328

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
当期純利益金額（千円）	8,400,237	5,587,270
普通株主に帰属しない金額（千円）	8,400,237	5,587,270
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	(8,400,237)	(5,587,270)
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328	29,328

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託者

① 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

② 資本金の額（2025年３月末日現在）

324,279百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概況＞

① 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

② 資本金の額（2025年３月末日現在）

10,000百万円

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額(単位：百万円) （2025年３月末日現在）	③事業の内容
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	135,000	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社	11,945	
マネックス証券株式会社	13,195	
moomoo証券株式会社	1,000 （2024年12月末日現在）	

２【関係業務の概要】

（１）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

（２）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３【資本関係】

ありません。

第３【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

①金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

②交付目論見書または請求目論見書である旨を記載することがあります。

③委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

④詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- **委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等**
- **請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨**

⑤使用開始日を記載することがあります。

⑥届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- **届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法**
- **届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日**

⑦次の事項を記載することがあります。

- **投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨**
- **請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨**
- **「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載**
- **ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に投資者の意向を確認する旨**
- **投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金（貯金）保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨**
- **投資信託は元本が保証されているものではなく、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様に負っていただく旨**
- **登録金融機関の販売の場合には、投資者保護基金の対象とはならない旨**
- **課税上の取扱いに関する事項**

⑧委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

⑨ファンドの形態等を記載することがあります。

⑩図案を採用することがあります。

（２）目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

（３）交付目論見書にクーリング・オフに関する事項を記載することがあります。

（４）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載される場合があります。

（５）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月１７日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　佐久間　啓
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　堀　敦哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第３２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年3月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　　直　毅

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）の2023年12月12日から2024年12月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）の2024年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2025年9月5日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　　直　毅

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　孝

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）の2024年12月12日から2025年6月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＮＺＡＭ・ベータ　米国２資産（株式＋ＲＥＩＴ）の2025年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月12日から2025年6月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。